

会 費 基 準 表

会則第7条に定める会費の基準は次の通りとする。

1. 役員会社の会費（年間）

下記の「a. 均等割会費」＋「b. ランク制基準額」＋「c. 役員負担基準額」

2. 一般会員会社の会費（年間）

下記の「a. 均等割会費」＋「b. ランク制基準額」

a. 均等割会費

1 事業場につき・・・30,000円

b. ランク制基準額

No.	従業員数	会費金額
①	1 ～ 10 名	24,000 円
②	11 ～ 50	36,000
③	51 ～ 100	60,000
④	101 ～ 200	99,000
⑤	201 ～ 300	144,000
⑥	301 ～ 400	186,000
⑦	401 ～ 500	222,000
⑧	501 ～ 700	270,000
⑨	701 ～ 1,000	360,000
⑩	1,001 ～ 1,500	492,000
⑪	1,501 ～ 2,000	612,000
⑫	2,001 ～ 2,500	696,000
⑬	2,501 ～	840,000

c. 役員負担基準額

区別	負担額
理 事 会 社	20,000 円
常務理事会社	30,000
副 会 長 会 社	60,000
会 長 会 社	100,000

<備考>

- ・会費は上記の年間会費を4月（4～9月の上半期分）と10月（10～3月の下半期分）の2回に分けて請求する。
- ・ランク制基準額算定の従業員数は、毎年4月1日現在の従業員数（パート・嘱託等を含む）を基準とする。